

マンガ・アニメ・映画を活用した市内産木材普及モデル事業 仕様書

1 業務の目的

本市では、平成21年から北山丸太をはじめ、京都市内の森林で産出された木材を利用した製材品やこれらの加工品を京都市内産木材「みやこ杣木（そまぎ）」（以下、「みやこ杣木」という。）として認証し、品質や性能の確保、環境貢献の一環として利用を推奨するなど、市内産木材の需要拡大や普及啓発に取り組んでいる。

これまでに市内産木材の需要拡大の一環として、住宅や店舗等の建築物における新築やリフォーム等での「みやこ杣木」利用支援に取り組んできたところである。しかしながら、林業の活性化と健全な森林整備を促進するためには、「みやこ杣木」についてさらに理解を深めてもらう機会を創出し、需要拡大につなげていく必要がある。

そこで、本業務では「マンガ・アニメ・映画」を活用した木製調度品を製作し、それらを用いて、京都国際マンガミュージアム（以下、「マンガミュージアム」という。）のワークショップスペースや読書スペースといった空間を木質化し、木材を見て触れることのできる環境を整備することで、「みやこ杣木」について理解を深めてもらうきっかけ作りを行う。

また、今回のモデル事業を通じて、他産業との連携による「みやこ杣木」の新たな用途開拓を図り、さらなる木材需要拡大に向けた仕組み作りを行うものである。

2 業務概要

- (1) 「マンガ・アニメ・映画」のキャラクターなどを活用した「みやこ杣木」を使った木製調度品（テーブル、イス、間仕切りなど）を製作し、それらを用いて、マンガミュージアムのワークショップスペース等の木質化（木製調度品の企画および製作）を行い、「みやこ杣木」について理解を深めてもらう取組の実施
- (2) 今回のモデル事業を契機とした「みやこ杣木」の需要拡大につながる仕組み作りの提案

3 業務内容

- (1) ワークショップスペース等の木質化

ア 木製調度品の企画

木製調度品の製作に用いる作品は京都にゆかりのある作品（舞台が京都、作者が京都など）とする。ただし、一定の知名度があり、数年経てば、何の作品か分からなくなるものを除く。

イ 木製調度品の製作

アに基づき、下記のとおり木製調度品を製作すること。

- (ア) 「マンガ・アニメ・映画」の製作委員会などの著作元との調整

作品のキャラクターなどを使用するに当たり発生する著作権関係の手続きや、著作元の意向を汲み取りながら、木製調度品を製作すること。

- (イ) 木製調度品のデザイン

著作元の意向を汲み取りながら、デザインし、そのデザインを元に木製調度品

を製作すること。

(ウ) 木材加工業者との調整

みやこ杣木を加工するに当たり、著作元やデザイナーの意向を汲み取るほか、木材加工業者の意見も著作元やデザイナーに伝えながら、木製調度品を製作すること。

(エ) その他、製作に係る各種調整

本業務を進めるに当たり、上記ア～ウの事項以外に調整しなければならないことが生じた場合は、調整を行うこと。

また、本市及びマンガミュージアムと連携しながら進めること。

※ 製作する木製調度品について

- 1 奇抜デザインの一点ものではなく、使いやすい汎用性のあるものとする。
- 2 製作物の数については、予算の範囲内とする。ただし、最低限、下記の木製調度品は製作し、その他の木製品については、提案によるものとする。

(1) ワークショップ用テーブル（大人6人用） 3台

(2) ワークショップ用テーブルのイス（大人1人用） 18脚

(3) ワークショップスペースと館内の他のスペースを区切る間仕切り 1式

- 3 最終的な製作物については、受託者決定後、本市及びマンガミュージアムと協議を行い、決定していくこととする。

- 4 製作する木製調度品については、本業務の趣旨により、「みやこ杣木」を使用すること。

(参考)

みやこ杣木の調達先については、京都市域産材供給協会のホームページを参照すること。

<http://miyakosomagi-e.net/ichiran/>

(2) 「みやこ杣木」の需要拡大につながる仕組み作りの提案

今回のモデル事業を基に、「みやこ杣木」の需要拡大に資する仕組みづくりを提案すること。

4 納期

履行期間内とする。ただし、3(2)の取組みも期間中に実施すること。

5 納品場所

(1) 木製調度品

京都国際マンガミュージアム（京都市中京区烏丸通御池上ル（元龍池小学校））

(2) その他業務完了届等

京都市産業観光局農林振興室林業振興課

6 留意事項

- (1) 本市担当職員との連絡を密にして業務に当たること。
- (2) 業務の進捗に当たっては、本市担当職員と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 本業務の実施による製作物のデザイン等の著作権や使用権は、本業務の実施前から著作権や使用権等を持つものを除き、本市に帰属する。
- (4) 本業務の受託契約の締結及び実施に際しては、本市担当職員と受託者との協議によって業務内容の組み換えを行う可能性がある。
- (5) 個人情報の取扱に関しては、京都市個人情報保護条例に準ずること。
- (6) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた時は、本市担当職員と協議し、その決定に従うものとする。
- (7) 委託業務が完了したら速やかに委託業務完了届及びその他本市が必要とする書類を提出すること。